

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局医事課

「言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて」の一部訂正について

「言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて」（令和6年5月24日付け医政発 0524 第7号厚生労働省医政局長通知）が発出されたところですが、その内容の一部に下記の表のとおり誤りがございましたので、別添により差替えをお願いいたします。

記

誤（改正）	正（改正）																
4 頁 <u>（新設）</u> （2）<u>臨床実習のうち 400 時間以上</u>は、病院又は診療所において行うこと。 （3）（略） （4）（略） 5 頁 別表 1 教育内容と教育目標 <table><tr><td></td><td>教育内容</td><td rowspan="5">法第 33 条第 1 号単位数 ～教育目標 （略）</td></tr><tr><td rowspan="4">基礎分野</td><td>科学的思考の<u>基盤</u></td></tr><tr><td>人間と生活</td></tr><tr><td>社会の理解</td></tr><tr><td>言語聴覚療法の基盤</td></tr></table>		教育内容	法第 33 条第 1 号単位数 ～教育目標 （略）	基礎分野	科学的思考の <u>基盤</u>	人間と生活	社会の理解	言語聴覚療法の基盤	4 頁 <u>（2）臨床実習のうち 400 時間以上は、医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）において行うこと。</u> （3）<u>医療提供施設において行う実習のうち 320 時間以上</u>は病院又は診療所において行うこと。 （4）（略） （5）（略） 6 頁 別表 1 教育内容と教育目標 <table><tr><td></td><td>教育内容</td><td rowspan="5">法第 33 条第 1 号単位数 ～教育目標 （略）</td></tr><tr><td rowspan="4">基礎分野</td><td>科学的思考の<u>基礎</u></td></tr><tr><td>人間と生活</td></tr><tr><td>社会の理解</td></tr><tr><td>言語聴覚療法の基盤</td></tr></table>		教育内容	法第 33 条第 1 号単位数 ～教育目標 （略）	基礎分野	科学的思考の <u>基礎</u>	人間と生活	社会の理解	言語聴覚療法の基盤
	教育内容	法第 33 条第 1 号単位数 ～教育目標 （略）															
基礎分野	科学的思考の <u>基盤</u>																
	人間と生活																
	社会の理解																
	言語聴覚療法の基盤																
	教育内容	法第 33 条第 1 号単位数 ～教育目標 （略）															
基礎分野	科学的思考の <u>基礎</u>																
	人間と生活																
	社会の理解																
	言語聴覚療法の基盤																

10 頁
別記書式 2
教員資格及び教育内容等の自己評価様式

新旧対照表 6 頁

新	旧
3 (略) (1) 教育上必要な機械器具及び模型は、 <u>別表 2</u> を標準として整備すること。	3 (略) (1) 教育上必要な機械器具及び模型は、 <u>別表</u> を標準として整備することが望ましいこと。

11 頁
別記書式 2
教員要件及び教育内容等の自己評価様式

新旧対照表 6 頁

新	旧
3 (略) (1) 教育上必要な機械器具及び模型は、 <u>別表 2</u> を標準として <u>整備</u> すること。	3 (略) (1) 教育上必要な機械器具及び模型は、 <u>別表</u> を標準として <u>整備</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>こ</u> <u>と</u> <u>が</u> <u>望</u> <u>ま</u> <u>し</u> <u>い</u> <u>こ</u> <u>と</u> 。

医政発0524第7号

令和6年5月24日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公印省略)

言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて

言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省・厚生省令第2号）については、平成10年の制定時に教育科目と各单位等が定められて以降大きな改正は行われなかったが、この間、超高齢社会の進展に伴う障害の重度化と病態の複雑化への対応、地域包括ケアシステム、放課後等デイサービス、特別支援学校・学級等における専門職としてのニーズの拡大等により、言語聴覚士に求められる役割や知識等は変化してきた。これら言語聴覚士を取り巻く環境の変化に対応するため、令和4年1月から「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、令和5年9月19日に報告書を取りまとめたところである。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「言語聴覚士養成所指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしく願います。

特に検討会において、指定基準を逸脱している学校・養成所が散見されとの指摘があったことから、教員資格及び教育内容等について自己点検及び自己評価・公表を毎年行うことで教育の質を担保することとしたため、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

本ガイドラインは、言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号の養成所は令和7年4月1日から、同法第33条第2号の養成所は令和9年4月1日から、同法第33条第3号及び第5号の養成所は令和8年4月1日からそれぞれ適用することとし、「言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日医政発0331第30号都道府県知事宛本職通知）は、同法第33条第1号の養成所は令和7年3月31日をもって、同法第33条第2号の養成所は令和9年3月31日をもって、同法第33条第3号及び第5号の養成所は令和8年3月31日をもってそれぞれ廃止する。

〔別紙〕

言語聴覚士養成所指導ガイドライン

第一 一般的事項

- 1 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省・厚生省令第2号。以下「指定規則」という。）第2条第1項に規定する指定申請書は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに都道府県知事に提出すること。
- 2 指定規則第3条第1項の変更の承認申請書は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに都道府県知事に提出すること。
- 3 養成所の設置者は、法人であること。
- 4 敷地、校舎の位置及び環境が、教育上適切であること。
- 5 指定規則第2条第2項に規定する実習施設の承諾書は別記書式1により、実習指導者の履歴書を添付のうえ提出すること。
- 6 養成所は、自らの教員要件及び教育内容等について、別記書式2により自己点検、自己評価及びその結果の公表を毎年行うこと。
- 7 養成所は、教員要件及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

第二 学生に関する事項

- 1 学則に定められた学生の定員を守ること。
- 2 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこと。
- 3 入学の選考は、適正に行うこと。
- 4 学生の出席状況を確実に把握し、出席状況の不良な者（例えば欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1を超える者）については、進級又は卒業を認めないこと。
- 5 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- 6 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

第三 教員に関する事項

- 1 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。
- 2 専任教員1人の1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とすること。
- 3 養成所は、臨床実習全体の計画の作成、臨床実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（以下「実務調整者」という。）として、専任教員から1名以上配置すること。
- 4 専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。

第四 授業に関する事項

1 教育内容について

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすること。

2 単位制について

(1) 単位の計算方法

ア 基本的計算方法

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

基礎分野の授業科目は、実験、体育実技等であっても講義又は演習に含まれること。

イ 臨床実習

臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成すること。

ウ 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(2) 履修単位数及び時間数

教育課程の編成に当たっては、基礎分野20単位以上で600時間以上、専門基礎分野32単位以上で895時間以上、専門分野（臨床実習を除く）34単位以上で985時間以上、臨床実習15単位以上で600時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(3) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第15条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

第五 施設設備に関する事項

1 同時に授業を行う学級の数を下らない専用の普通教室を有すること。

1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでないこと。

2 専用の実習室及び図書室を有すること。

実習室は、基礎実習室、検査室（防音設備のあるもの）、訓練室（観察室のあるもの）、教材作成室、ロッカールーム（又は更衣室）を有すること。

3 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。

（１） 教育上必要な機械器具及び模型は、別表２を標準として整備すること。

（２） 図書室に有すべき教育上必要な専門図書（洋書を含む）は、1000冊以上（法第33条第２号、第３号又は第５号の養成所にあつては500冊以上）が望ましいこと。

第六 臨床実習施設に関する事項

1 臨床実習施設は、言語機能、音声機能及び聴覚に関する訓練、検査等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。

（１） 臨床実習施設には、専用の訓練室及び実習を行う上で必要な機械器具を備えること。また、臨床実習を行うのに必要な設備として、討議室、休憩室、更衣室、ロッカー、机等を備えていることが望ましいこと。

（２） 臨床実習のうち400時間以上は、医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）において行うこと。

（３） 医療提供施設において行う実習のうち320時間以上は、病院又は診療所において行うこと。

（４） 臨床実習で経験すべき症例が十分に確保できていること。

（５） 養成所と緊密な連携体制をもってハラスメント予防に努めること。

2 介護、福祉、特別支援教育の施設等と連携することで、見学等の実習の機会を設けることが望ましいこと。

第七 その他

（１） 入学料、授業料及び実習費等が適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。

（２） 指定規則第５条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

第八 広告及び学生の募集行為に関する事項

（１） 広告については、申請書（設置計画書）が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中（設置計画）であることを明示すること。

（２） 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分

の学生の募集行為を除く。) については、これに準じて行うこと。

別表 1

教育内容と教育目標

	教育内容	法 33 条第 1 号 単位 数	法 33 条第 2 号 単位 数	法 33 条第 3 号 単位 数	法 33 条第 5 号 単位 数	教育目標
基礎分野	科学的思考の基礎	20				科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳について幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。言語聴覚療法の基盤となる知識・技能及び態度を修得する。
	人間と生活					
	社会の理解					
	言語聴覚療法の基盤					
専門基礎分野	人体のしくみ・疾病と治療	15	15	15	15	言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ。言語聴覚療法に必要な臨床医学、臨床歯科医学、栄養学、薬理学等の知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）に関する言語聴覚療法の基礎知識を系統的に学ぶ。医用画像の評価や救急救命の基礎的知識について学ぶ。
	心の働き	7	7	7	7	言語聴覚障害及び言語聴覚療法について学修するうえで基礎となる心の働きに関する知識・技能・態度を修得する。
	言語とコミュニケーション	9	9	9	9	言語聴覚療法に必要な言語・コミュニケーションに関する知識を学ぶ。
	社会保障・教育とリハビリテーション	1	1	1	1	言語聴覚療法の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する知識を学ぶ。
専門分野	言語聴覚障害学総論	2	2	2	2	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性及び言語聴覚療法の基本概念を修得する。
	言語聴覚療法管理学	2	2	2	2	言語聴覚療法を支えるシステムと制度を理解し、言語聴覚療法の質及び業務・情報・安全等に関する管理について学ぶとともに職業倫理を遵守する態度を養う。
	失語・高次脳機能障害学	6	6	6	6	失語及び高次脳機能障害、言語発達障害、発声発語障害、摂食嚥下障害、聴覚障害、平衡機能障害並びに関連障害に関する知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、その他の援助に関する知識・技能・態度を修得する。画像情報による評価、喀痰等の吸引についても修得する。
	言語発達障害学	6	6	6	6	
	発声発語・摂食嚥下障害学	9	9	9	9	
	聴覚障害学	7	7	7	7	
	地域言語聴覚療法学	2	2	2	2	障害児・者、高齢者の地域における生活を支援するための諸制度や自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連

						携など言語聴覚士に必要な知識・技能並びに支援のあり方について修得する。
	臨床実習	15	15	15	15	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。言語聴覚士の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握して、言語聴覚療法の評価・訓練・指導・支援の技能を養う。また、チームの一員として連携の方法を修得し、言語聴覚士としての基礎的な実践能力を培う。
	合計	101	81	81	81	

別表 1 の備考

- 薬局及び助産所を除く医療提供施設の他、介護、福祉、特別支援教育における施設等と連携することで、見学等の実習の機会を設けることが望ましい。
- 臨床実習の実施に当たっては、別表 3 に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。

別表 2

教育上必要な機械器具、標本、模型

教育分野		品 目	数量
専門基礎分野	人体のしくみ・疾病と治療	血圧計	10 人に 1 台以上 1 学級分
		○救急蘇生装置（A E D）シミュレーター	1 台以上
専門分野	共通する機械器具	動画記録・再生システム	2 式
		音声録音再生装置	10 人に 1 台以上 1 学級分
		訓練教材（各種）	適当数
		コミュニケーションエイド（各種）	適当数
	失語・高次脳機能障害学/ 言語発達障害学	心理検査・言語検査用具（各種）	適当数
	発声発語・摂食嚥下障害学	音響分析装置	1 台以上
		○呼吸機能検査装置	1 台以上
		○発声機能検査装置	1 台以上
		人工喉頭	1 台以上
		発声発語器官検査・用具一式（鼻息鏡等）	適当数
		○舌圧計	10 人に 1 台以上 1 学級分
		リクライニング椅子またはベッド	1 台以上
		酸素飽和度測定器	10 人に 1 台以上 1 学級分
		吸引装置一式	1 台以上
		○内視鏡	1 台以上
	聴覚障害学	オーディオメータ（J I S 診断用 I 型）	10 人に 1 台以上 1 学級分
		○聴性誘発反応検査装置（A B R、A S S Rを含む）	1 台以上
		幼児聴力検査装置（C O R 検査、P S 検査等が可能なもの）	20 人に 1 台以上 1 学級分
		○耳音響放射検査装置	1 台以上
		インピーダンスオーディオメータ	20 人に 1 台以上 1 学級分
		補聴器（数種類）	適当数
		補聴器特性測定装置	20 人に 1 台以上 1 学級分
		人工内耳マッピングシステム	1 台以上
		騒音計	20 人に 1 台以上 1 学級分
		○重心動揺計	1 台以上
		フ렌ツェル眼鏡	1 台以上
標本及び模型		人体解剖模型	1 台以上
	聴覚系解剖模型	1 台以上	
	発声発語・嚥下系解剖模型	1 台以上	
	神経系解剖模型	1 台以上	

備考

○を付けたものについては、臨床実習施設において使用できる場合には、養成所に備えることを要しないこと。

別表 3

臨床実習の実施における教育目標

分類	教育目標
見学 実習	言語聴覚障害がある人の抱える問題とその背景について学ぶ
	言語聴覚士の役割と業務について学ぶ
	見学する施設の特徴と地域における役割について学ぶ
	職業倫理（守秘義務など）について学ぶ
評価 実習	臨床の基本的態度と評価・診断技能を学ぶ
	他職種との連携や言語聴覚士の臨床以外の業務について学ぶ
	言語聴覚障害がある人との適切なコミュニケーションを学ぶ
	指導者の指導の下、対象者の神経心理学的特徴等が明らかとなる評価法を選択し、実施することを学ぶ
総合 臨床 実習	実施した評価結果を分析することを学ぶ
	言語聴覚士である指導者の助言・指導のもとに典型的な対象児・者に提供できる基本的言語聴覚療法を学ぶ
	対象者を評価し、言語聴覚療法の実施計画を作成し、言語聴覚療法を実施することを学ぶ
	対象者の障害特徴を掘り下げて調べる検査や、それに対応した治療（訓練・指導・支援）の方法を考案することを学ぶ
	多職種と連携してリハビリテーションを実施する方法を学ぶ

備考

教育目標に掲げる各項目について、実践的に修得することを目指すものとする。

別記書式 1

実習施設承諾書

当施設が、言語聴覚士学校養成所指定規則に規定する実習施設として、下記により臨床実習を担当することについて承諾する。

年 月 日

実習施設名
施設所在地
開設（設置）者氏名 印

(養成所代表者) 様

記

実習受入1回当たりの受入人数	人
実習受入1回当たりの時間数	時間
年間受入回数	回

実習指導者氏名	承認印又は署名	免許取得年月日	実務経験年数
	印	年 月 日	年 月
	印	年 月 日	年 月
	印	年 月 日	年 月
	印	年 月 日	年 月

当該施設における実習用設備

- ① 専用訓練室の数等
- ② 保有する機械器具

別記書式 2

教員要件及び教育内容等の自己評価書様式

【自己評価 1-1】専任教員の配置状況

学科等の 名称	専任教員数						非常勤 教員	専任教員 一人あたりの在籍 学生数	備考
	学科長	主任 教員	教員	計	基準数	うち 言語聴 覚士数			
〇〇科	人	人	人	人	人	人	人	人	
△△課 程	人	人	人	人	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	人	人	人	—	

※教員の区分（学科長、主任教員等）は、各養成所の実情に応じて変更すること。

【自己評価 1-2】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	言語聴覚士である専任教員の配置人数が適正であり、かつ関連領域を教授できる医師等の専門家が配置されている。	3
	言語聴覚士である専任教員の配置人数が適正である。	2
	言語聴覚士である専任教員の人数が適正でない。	1

【自己評価 1-3】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	全ての養成所指導ガイドラインの教育内容（講義）を専任教員か、専任教員と同等以上の知識を有する教員が担当している。	4
	9割以上の養成所指導ガイドラインの教育内容（講義）を専任教員か、専任教員と同等以上の知識を有する教員が担当している。	3
	8割以上の養成所指導ガイドラインの教育内容（講義）を専任教員か、専任教員と同等以上の知識を有する教員が担当している。	2
	上記以外である。	1

【自己評価 2-1】養成所指導ガイドラインとの連動状況

分野(基礎・専門 基礎・専門)	指定規則 教育内容	相当授業 科目名	担当 コマ 数	担当教員	
				氏名	職名 (専任・兼任)

※適宜行を追加すること。

【自己評価 2-2】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	養成所指導ガイドラインに基づき、教育課程を体系的に編成している。	3
	養成所指導ガイドラインに基づき、教育課程をおおむね体系的に編成している。	2
	養成所指導ガイドラインに基づいていない、または教育課程を体系的に編成していない。	1

【自己評価 2-3】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	シラバスにすべての授業科目の授業計画、全体目標、成績評価基準・方法を明記している。	4
	シラバスにすべての授業科目の授業計画、全体目標、成績評価基準・方法をおおむね明記している。または、大半の授業科目の授業計画、全体目標、成績評価基準・方法を明記している。	3
	シラバスの記載が十分ではない。	2
	シラバスが作成されていない。	1

【自己評価3-1】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	養成所指導ガイドラインに従った臨床実習を実施している。	4
	養成所指導ガイドラインに従った臨床実習をおおむね実施している。	3
	養成所指導ガイドラインに従った臨床実習を十分に実施していない。	2
	養成所指導ガイドラインに従った臨床実習を実施していない。	1

【自己評価3-2】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	講義と関連の実習が十分に連動して実施されている。	4
	講義と関連の実習がおおむね連動して実施されている。	3
	講義と関連の実習が十分に連動して実施されていない。	2
	講義と関連の実習が連動して実施されていない。	1

●基本情報：臨床実習の見学又は実践する範囲とそれに関連する講義科目それぞれの開講時期を記入してください。

臨床実習の見学又は実践する範囲	開講時期	関連講義名	開講時期
特別支援学校の見学	2年後期	〇〇学	2年後期
		〇△学	2年後期
××の実践	3年前期	××学	3年後期

※適宜行を追加すること。

【自己評価3-3】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	適正な臨床実習指導者の下で実習が実施されている。	4
	適正な教員の監督指導の下で実習がおおむね実施されている。	3
	適正な教員の監督指導の下で実習が十分に実施されていない。	2
	適正な教員の監督指導の下で実習が実施されていない。	1

【自己評価3-4】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	臨床実習におけるハラスメント防止のための体制があり、対応が十分である。	3
	臨床実習におけるハラスメント防止のための体制はあるが、対応が十分でない。	2
	臨床実習におけるハラスメント防止のための体制がなく、対応も不十分である。	1

【自己評価3-5】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	臨床実習の実施にあたっては、臨床実習施設との緊密な連携体制をもって、ハラスメントの予防に努めている。	4
	臨床実習の実施にあたっては、臨床実習施設との緊密な連携体制をもって、ハラスメントの予防におおむね努めている。	3
	臨床実習の実施にあたっては、臨床実習施設との緊密な連携体制をもって、ハラスメントの予防に十分に努められていない。	2
	臨床実習の実施にあたっては、臨床実習施設との緊密な連携体制をもって、ハラスメントの予防に努めていない。	1

【自己評価4-1】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	自己点検・評価の体制があり、改善に向けて機能している。	3
	自己点検・評価の体制はあるが、改善に向けて機能していない。	2
	自己点検・評価の体制がない。	1

●基本情報：自己点検・評価体制を記入してください。

自己点検・評価組織名	〇〇学部自己点検・評価委員会
委員名（委員長）	〇〇一郎
委員会等の開催頻度	1年に一度
委員会等の取り組み内容	・ 学生による授業評価の分析
	・ 委員による授業参観の企画
	・ 教育改善の研修会の開催企画
	・
自己点検・評価結果の公表	H Pで公表（URL： ）

【自己評価4-2】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	シラバス記載内容を改善する仕組みがあり、シラバスの記載内容の改善が行われている。	3
	シラバス記載内容を改善する仕組みはあるが、シラバスの記載内容の改善は十分ではない。	2
	シラバス記載内容を改善する仕組みがない。	1

●基本情報：シラバス記載内容を改善する仕組みについて記入してください。

該当する仕組み	名称	
	委員構成等	
	改善の仕組みの実際	

【自己評価4-3】自己点検、自己評価及びその評価の結果を改善に繋げるための取り組みを記入してください。

--

(別添)

新旧対照表

新	旧
言語聴覚士養成所指導ガイドライン 第一 一般的事項 1 言語聴覚士学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）第2条第1項に規定する指定申請書は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに都道府県知事に提出すること。 2 指定規則第3条第1項の変更の承認申請書は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに都道府県知事に提出すること。 3 養成所の設置者は、法人であること。 4 敷地、校舎の位置及び環境が、教育上適切であること。 5 指定規則第2条第2項に規定する実習施設の承諾書は<u>別記書式1</u>により、実習指導者の履歴書を添付のうえ提出すること。 6 <u>養成所は、自らの教員要件及び教育内容等について、別記書式2により自己点検、自己評価及びその結果の公表を毎年行うこと。</u> 7 <u>養成所は、教員要件及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。</u> 第二 学生に関する事項 1 学則に定められた学生の定員を守ること。 2 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこと。	言語聴覚士養成所指導ガイドライン 第一 一般的事項 1 言語聴覚士学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）第2条第1項に規定する指定申請書は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに都道府県知事に提出すること。 2 指定規則第3条第1項の変更の承認申請書は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに都道府県知事に提出すること。 3 養成所の設置者は、法人であること。 4 敷地、校舎の位置及び環境が、教育上適切であること。 5 指定規則第2条第2項に規定する実習施設の承諾書は<u>別記書式</u>により、実習指導者の履歴書を添付のうえ提出すること。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第二 学生に関する事項 1 学則に定められた学生の定員を守ること。 2 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこと。

- 3 入学の選考は、適正に行うこと。
- 4 学生の出席状況を確実に把握し、出席状況の不良な者（例えば欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1を超える者）については、進級又は卒業を認めないこと。
- 5 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- 6 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

第三 教員に関する事項

- 1 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。
- 2 専任教員1人の1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とすること。

(削除)

- 3 入学の選考は、適正に行うこと。
- 4 学生の出席状況を確実に把握し、出席状況の不良な者（例えば欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1を超える者）については、進級又は卒業を認めないこと。
- 5 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- 6 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

第三 教員に関する事項

- 1 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。
- 2 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とすること。
- 3 各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち5人以上（言語聴覚士法（平成9年法律第132号。以下「法」という。）第33条第2号の養成所にあつては3人以上、同条第3号又は第5号の養成所にあつては4人以上）は、医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員であること。ただし、医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員の数は、当該養成所が設置された年度にあつては3人、その翌年度にあつては4人とすることができること。

また、1学年に2つ以上の学級を持つ養成所にあつては、前記の他に1学級増える毎に3人（法第33条第2号の養成所にあつて

(削除) 3 養成所は、臨床実習全体の計画の作成、臨床実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（以下「実務調整者」という。）として、専任教員から1名以上配置すること。 4 専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。 第四 授業に関する事項 1 教育内容について (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすること。 2 単位制について (1) 単位の計算方法 ア 基本的計算方法 1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をも	は1人、同条第3号又は第5号の養成所にあつては2人)の専任教員を置くこと。ただし、当該養成所が設置された年度にあつては1学級増える毎に1人、その翌年度にあつては1学級増える毎に2人とすることができること。 4 専任教員のうち、少なくとも3人（法第33条第2号の養成所にあつては1人、同条第3号又は第5号の養成所にあつては2人）は、免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した言語聴覚士であること。ただし、当該養成所が設置された年度にあつては1人、その翌年度にあつては2人とすることができること。 (新設) (新設) 第四 授業に関する事項 (新設) (新設) 1 単位制について (1) 単位の計算方法 ア 基本的計算方法 1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をも
--	--

って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

基礎分野の授業科目は、実験、体育実技等であっても講義又は演習に含まれること。

イ 臨床実習

臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成すること。

ウ 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(2) 履修単位数及び時間数

教育課程の編成に当たっては、基礎分野20単位以上で600時間以上、専門基礎分野32単位以上で895時間以上、専門分野（臨床実習を除く）34単位以上で985時間以上、臨床実習15単位以上で600時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(3) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

基礎分野の授業科目は、実験、体育実技等であっても講義又は演習に含まれること。

イ 臨床実習

臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成すること。

ウ 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(2) 履修単位数及び時間数

教育課程の編成に当たっては、基礎分野12単位以上で360時間以上、専門基礎分野29単位以上で840時間以上、専門分野（臨床実習を除く）32単位以上で945時間以上、臨床実習12単位以上で480時間以上及び選択必修分野8単位以上で210時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(3) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第15条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

(削除)

第五 施設設備に関する事項

- 1 同時に授業を行う学級の数を下らない専用の普通教室を有すること。
1 の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでないこと。
- 2 専用の実習室及び図書室を有すること。
実習室は、基礎実習室、検査室（防音設備のあるもの）、訓練室（観察室のあるもの）、教材作成室、ロッカールーム（又は更衣室）を有すること。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第十五条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

(4) 選択必修分野

選択必修分野については、指定規則別表第1に掲げる専門基礎分野及び専門分野の教育内容とは別に、一般臨床医学30時間及び実習を含む解剖学45時間を行うことが望ましいこと。

第五 施設設備に関する事項

- 1 同時に授業を行う学級の数を下らない専用の普通教室を有すること。
1 の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでないこと。
- 2 専用の実習室及び図書室を有すること。
実習室は、基礎実習室、検査室（防音設備のあるもの）、訓練室（観察室のあるもの）、教材作成室、ロッカールーム（又は更衣室）を有すること。

3 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。

(1) 教育上必要な機械器具及び模型は、別表2を標準として整備すること。

(2) 図書室に有すべき教育上必要な専門図書（洋書を含む）は、1000冊以上（法第33条第2号、第3号又は第5号の養成所にあつては500冊以上）が望ましいこと。

第六 臨床実習施設に関する事項

1 臨床実習施設は、言語機能、音声機能及び聴覚に関する訓練、検査等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。

(削除)

(削除)

(1) 臨床実習施設には、専用の訓練室及び実習を行う上で必要な機械器具を備えること。また、臨床実習を行うのに必要な設備として、討議室、休憩室、更衣室、ロッカー、机等を備えていることが望ましいこと。

(2) 臨床実習のうち400時間以上は、医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）において行うこと。

(3) 医療提供施設において行う実習のうち320時間以上は、病院又は診療所において行うこと。

3 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。

(1) 教育上必要な機械器具及び模型は、別表を標準として整備することが望ましいこと。

(2) 図書室に有すべき教育上必要な専門図書（洋書を含む）は、1000冊以上（法第33条第2号、第3号又は第5号の養成所にあつては500冊以上）が望ましいこと。

第六 臨床実習施設に関する事項

1 臨床実習施設は、言語機能、音声機能及び聴覚に関する訓練、検査等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。

(1) 実習指導者は、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した者で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。

(2) 実習指導者1人が担当する学生数は、2人を限度とすること。

(3) 臨床実習施設には、専用の訓練室及び実習を行う上に必要な機械器具を有すること。

(新設)

(4) 臨床実習のうち320時間以上は、病院又は診療所において行うこと。

(4) 臨床実習で経験すべき症例が十分に確保できていること。

(5) 養成所と緊密な連携体制をもってハラスメント予防に努めること。

2 介護、福祉、特別支援教育の施設等と連携することで、見学等の実習の機会を設けることが望ましいこと。

第七 その他

(1) 入学料、授業料及び実習費等が適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。

(2) 指定規則第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。
なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

第八 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、申請書（設置計画書）が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中（設置計画）であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、

(新設)

(新設)

(新設)

第七 その他

(1) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。

(2) 指定規則第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。
なお、従来、指定規則第5条の報告は、看護師等養成所報告システムを利用して行ってきたが、同システムは、言語聴覚士養成所から都道府県知事への報告する機能を有していないため、今後、改修（平成27年度中）を計画している。このため、平成27年度の指定規則第5条の報告は、各養成所において、同システムに入力したデータを出力することにより作成される書類の提出をもって報告とされたいこと。

第八 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、申請書（設置計画書）が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中（設置計画）であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、

申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

別表 1

教育内容と教育目標

	教育内容	法 33 条第 1号 単 位 数	法 33 条第 2号 単 位 数	法 33 条第 3号 単 位 数	法 33 条第 5号 単 位 数	教育目標
基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活 社会の理解 言語聴覚療法の基盤	20				科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳について幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。言語聴覚療法の基盤となる知識・技能及び態度を修得する。
専門基礎分野	人体のしくみ・疾病と治療	15	15	15	15	言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ。言語聴覚療法に必要な臨床医学、臨床歯科医学、栄養学、薬理学等の知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。

申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

(新設)

専門分野						音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）に関する言語聴覚療法の基礎知識を系統的に学ぶ。医用画像の評価や救急救命の基礎的知識について学ぶ。
	心の働き	7	7	7	7	言語聴覚障害及び言語聴覚療法について学修するうえで基礎となる心の働きに関する知識・技能・態度を修得する。
	言語とコミュニケーション	9	9	9	9	言語聴覚療法に必要な言語・コミュニケーションに関する知識を学ぶ。
	社会保険・教育とリハビリテーション	1	1	1	1	言語聴覚療法の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する知識を学ぶ。
	言語聴覚障害学総論	2	2	2	2	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性及び言語聴覚療法の基本概念を修得する。
	言語聴覚療法管理学	2	2	2	2	言語聴覚療法を支えるシステムと制度を理解し、言語聴覚療法の質及び業務・情報・安全等に関する管理について学ぶとともに職業倫理を遵守する態度を養う。
	失語・高次脳機能障害学	6	6	6	6	失語及び高次脳機能障害、言語発達障害、発声発語障害、摂食嚥下障害、聴覚障害、平衡機能障害並びに関連障害に関する知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、その他の援助に関する知識・技能・態度を修得する。画像情報による評価、喀痰等の吸引についても修得する。
	言語発達障害学	6	6	6	6	
	発声発語・摂食嚥下障害学	9	9	9	9	
	聴覚障害学	7	7	7	7	
	地域言語聴覚療法学	2	2	2	2	障害児・者、高齢者の地域における生活を支援するための諸制度や自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携など言語聴覚士に必要な知識・

						技能ならびに支援のあり方について修得する。
	臨床実習	15	15	15	15	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。言語聴覚士の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握して、言語聴覚療法の評価・訓練・指導・支援の技能を養う。また、チームの一員として連携の方法を修得し、言語聴覚士としての基礎的な実践能力を培う。
	合計	101	81	81	81	

別表 1 の備考

- 1 薬局及び助産所を除く医療提供施設の他、介護、福祉、特別支援教育の施設等と連携することで、見学等の実習の機会を設けることが望ましい。
- 2 臨床実習の実施に当たっては、別表 3 に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。

別表 2

教育上必要な機械器具、標本、模型

機械器具

教育分野		品 目	数 量
専門分野	基礎	人体のしくみ・疾病と治療	血圧計 10 人に 1 台以上 1 学級分
		〇救急蘇生装置（AED）シミュレーター	1 台以上
専門分野	共通する機械器具	動画記録・再生システム	2 式
		音声録音再生装置	10 人に 1 台以上 1 学級分
		訓練教材（各種）	適当数

(新設)

別表 1

教育上必要な機械器具、標本、模型

1 機械器具

ビデオ録画システム（カメラ、テレビ、ビデオコーダ含む）	2 式
ビデオモニタシステム（VHS、8 ミリ、テレビ）	10 人に 1 台以上
	1 学級分
携帯用ビデオカメラ（VHS、8 ミリ）	各学級 1 台以上

		コミュニケーションエイド（各種）	適当数		
	失語・高次脳機能障害学/言語発達障害学	心理検査・言語検査用具（各種）	適当数	音声録音再生装置（カセット、CD、MD等）	10人に1台以上
	発声発語・摂食嚥下障害学	音響分析装置	1台以上		1学級分
		○呼吸機能検査装置	1台以上	オージオメータ（JIS診断用I型）	10人に1台以上
		○発声機能検査装置	1台以上		1学級分
		人工喉頭	1台以上	自記オージオ用レコーダ	20人に1台以上
		発声発語器官検査・用具一式（鼻息鏡等）	適当数		1学級分
		○舌圧計	10人に1台以上 1学級分	幼児聴力検査装置（COR検査、PS検査等が可能なもの）	20人に1台以上
		リクライニング椅子またはベッド	1台以上		1学級分
		酸素飽和度測定器	10人に1台以上 1学級分	インピーダンスオージオメータ	20人に1台以上
		吸引装置一式	1台以上		1学級分
		○内視鏡	1台以上	補聴器特性測定装置	20人に1台以上
	聴覚障害学	オージオメータ（JIS診断用I型）	10人に1台以上 1学級分	人工内耳マッピングシステム	1台以上
		○聴性誘発反応検査装置（ABR、ASSRを含む）	1台以上	騒音計	20人に1台以上
		幼児聴力検査装置（COR検査、PS検査等が可能なもの）	20人に1台以上 1学級分	音響分析装置	1台以上
		○耳音響放射検査装置	1台以上	発音訓練装置	1台以上
		インピーダンスオージオメータ	20人に1台以上 1学級分	呼吸発声機能測定装置	1台以上
		補聴器（数種類）	適当数	オシロスコープ	1台以上
		補聴器特性測定装置	20人に1台以上 1学級分	ファンクションジェネレータ	1台以上
		人工内耳マッピングシステム	1台以上		
		騒音計	20人に1台以上 1学級分		
		○重心動揺計	1台以上		
		フレンツェル眼鏡	1台以上		
	標本及び模型	人体解剖模型	1台以上		
		聴覚系解剖模型	1台以上		
		発声発語・嚥下系解剖模型	1台以上		
		神経系解剖模型	1台以上		

		<u>パーソナルコンピューター式</u>	<u>20人に1台以上</u>
			<u>1学級分</u>
		<u>シャーカステン</u>	<u>各学級1台以上</u>
		<u>心理検査・言語検査用具（各種）</u>	<u>適当数</u>
		<u>補聴器（数種類）</u>	<u>適当数</u>
		<u>人工喉頭（電気式、笛式）</u>	<u>各1台以上</u>
		<u>コミュニケーションエイド（各種）</u>	<u>適当数</u>
		<u>訓練教材（各種）</u>	<u>適当数</u>
		<u>発声発語器官検査用具一式（鼻息鏡等）</u>	<u>適当数</u>
	<u>（削除）</u>	<u>2 模型</u>	
		<u>人体解剖模型</u>	<u>1台以上</u>
		<u>聴覚系解剖模型</u>	<u>1台以上</u>
		<u>発声発語・嚥下系解剖模型</u>	<u>1台以上</u>
		<u>神経系解剖模型</u>	<u>1台以上</u>
	<u>備考</u>	<u>（新設）</u>	
	<u>○を付けたものについては、臨床実習施設において使用できる場合には、養成所において備えることを要しないこと。</u>		
	<u>別表3</u>	<u>（新設）</u>	

臨床実習の実施における教育目標

分類	教育目標
見学実習	言語聴覚障害がある人の抱える問題とその背景について学ぶ
	言語聴覚士の役割と業務について学ぶ
	見学する施設の特徴と地域における役割について学ぶ
	職業倫理（守秘義務など）について学ぶ
評価実習	臨床の基本的態度と評価・診断技能を学ぶ
	他職種との連携や言語聴覚士の臨床以外の業務について学ぶ
	言語聴覚障害がある人との適切なコミュニケーションを学ぶ
	指導者の指導の下、対象者の神経心理学的特徴が明らかとなる評価法を選択し、実施することを学ぶ
	実施した評価結果を分析することを学ぶ
総合臨床実習	言語聴覚士である指導者の助言・指導のもとに典型的な対象児・者に提供できる基本的言語聴覚療法を学ぶ
	対象者を評価し、言語聴覚療法の実施計画を作成し、言語聴覚療法を実施することを学ぶ
	対象者の障害特徴を掘り下げて調べる検査や、それに対応した治療（訓練・指導・支援）の方法を考案することを学ぶ
	多職種と連携してリハビリテーションを実施する方法を学ぶ

備考

教育目標に掲げる各項目について、実践的に修得することを目指すものとする。

別記書式 1 （略）

別記書式 2

教員資格及び教育内容等の自己評価書様式

【自己評価 1-1】専任教員の配置状況

学科等の 名称	専任教員数						非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備考
	学科長	主任教員	教員	計	基準数	うち 言語聴覚 士数			
〇〇科	△	△	△	△	△	△	△	△	
△△課程	△	△	△	△	△	△	△	△	
計	△	△	△	△	△	△	△	二	

別記書式 （略）

（新設）

※教員の区分（学科長、主任教員等）は、各養成所の実情に応じて変更すること。

【自己評価1-2】 当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	言語聴覚士である専任教員の配置人数が適正であり、かつ関連領域を教授できる医師等の専門家が配置されている。	3
	言語聴覚士である専任教員の配置人数が適正である。	2
	言語聴覚士である専任教員の人数が適正でない。	1

【自己評価1-3】 当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	全ての養成所指導ガイドラインの教育内容（講義）を専任教員か、専任教員と同等以上の知識を有する教員が担当している。	4
	9割以上の養成所指導ガイドラインの教育内容（講義）を専任教員か、専任教員と同等以上の知識を有する教員が担当している。	3
	8割以上の養成所指導ガイドラインの教育内容（講義）を専任教員か、専任教員と同等以上の知識を有する教員が担当している。	2
	上記以外である。	1

【自己評価2-1】 養成所指導ガイドラインとの連動状況

分野（基礎・専門 基礎・専門）	指定規則 教育内容	相当授業 科目名	担当 コマ 数	担当教員	
				氏名	職名 （専任・兼任）

※適宜行を追加すること。

【自己評価2-2】 当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	養成所指導ガイドラインに基づき、教育課程を体系的に編成している。	3
	養成所指導ガイドラインに基づき、教育課程をおおむね体系的に編成している。	2
	養成所指導ガイドラインに基づいていない、または教育課程を体系的に編成していない。	1

【自己評価2-3】 当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	シラバスにすべての授業科目の授業計画、全体目標、成績評価基準・方法を明記している。	4
	シラバスにすべての授業科目の授業計画、全体目標、成績評価基準・方法をおおむね明記している。または、大半の授業科目の授業計画、全体目標、成績評価基準・方法を明記している。	3
	シラバスの記載が十分ではない。	2

	シラバスが作成されていない。	1
--	----------------	---

【自己評価3-1】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	養成所指導ガイドラインに従った臨床実習を実施している。	4
	養成所指導ガイドラインに従った臨床実習をおおむね実施している。	3
	養成所指導ガイドラインに従った臨床実習を十分に実施していない。	2
	養成所指導ガイドラインに従った臨床実習を実施していない。	1

【自己評価3-2】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	講義と関連の実習が十分に連動して実施されている。	4
	講義と関連の実習がおおむね連動して実施されている。	3
	講義と関連の実習が十分に連動して実施されていない。	2
	講義と関連の実習が連動して実施されていない。	1

●基本情報：臨床実習の見学又は実践する範囲とそれに関連する講義科目それぞれの開講時期を記入してください。

臨床実習の見学又は実践する範囲	開講時期	関連講義名	開講時期
特別支援学校の見学	2年後期	○〇学	2年後期
××の実践	3年前期	○△学	2年後期
		××学	3年後期

【自己評価3-3】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	適正な臨床実習指導者の下で実習が実施されている。	4
	適正な教員の監督指導の下で実習がおおむね実施されている。	3
	適正な教員の監督指導の下で実習が十分に実施されていない。	2
	適正な教員の監督指導の下で実習が実施されていない。	1

【自己評価3-4】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	臨床実習におけるハラスメント防止のための体制があり、対応が十分である。	3
	臨床実習におけるハラスメント防止のための体制はあるが、対応が十分でない。	2
	臨床実習におけるハラスメント防止のための体制がなく、対応も不十分である。	1

【自己評価3-5】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	臨床実習の実施にあたっては、臨床実習施設との緊密な連携体制をもって、ハラスメントの予防に努めている。	4
	臨床実習の実施にあたっては、臨床実習施設との緊密な連携体制をもって、ハラスメントの予防におおむね努めている。	3
	臨床実習の実施にあたっては、臨床実習施設との緊密な連携体制をもって、ハラスメントの予防に十分に努められていない。	2
	臨床実習の実施にあたっては、臨床実習施設との緊密な連携体制をもって、ハラスメントの予防に努めていない。	1

【自己評価4-1】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	自己点検・評価の体制があり、改善に向けて機能している。	3
	自己点検・評価の体制はあるが、改善に向けて機能していない。	2
	自己点検・評価の体制がない。	1

●基本情報：自己点検・評価体制を記入してください。

自己点検・評価組織名	○〇学部自己点検・評価委員会
委員名（委員長）	○〇一郎
委員会等の開催頻度	1年に一度
委員会等の取り組み内容	・ 学生による授業評価の分析
	・ 委員による授業参観の企画
	・ 教育改善の研修会の開催企画

	・ ・ ・ ・
自己点検・評価結果の公表	H P で公表 (URL :)

【自己評価 4-2】 当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	シラバス記載内容を改善する仕組みがあり、シラバスの記載内容の改善が行われている。	3
	シラバス記載内容を改善する仕組みはあるが、シラバスの記載内容の改善は十分ではない。	2
	シラバス記載内容を改善する仕組みがない。	1

●基本情報：シラバス記載内容を改善する仕組みについて記入してください。

該当する仕組み	名称	
	委員構成等	
	改善の仕組みの実態	

【自己評価 4-3】 自己点検、自己評価及びその評価の結果を改善に繋げるための取り組みを記入してください。